様式第11号（第5条関係）

職親申込不承認通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市福祉事務所長

あなたは、　　　　年　　月　　日付けで、知的障害者福祉法第16条第１項第３号に規定する職親の申込みをされましたが、職親として認められませんので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。